

議会議案第2号

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当  
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年9月24日提出

提出者	鎌倉市議会議員	吉	岡	和	江
賛成者	同	上	三	宅	真里
	同	上	伊	東	正博
	同	上	早稲田	夕	季
	同	上	大石	和	久
	同	上	高橋	浩	司
	同	上	中村	聡	一郎

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
の一部を改正する条例

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和32年4月条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「 $\frac{195}{100}$ 」を「 $\frac{190}{100}$ 」に、「 $\frac{220}{100}$ 」を「 $\frac{205}{100}$ 」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（平成22年11月1日を基準日として支給する期末手当の特例）
- 2 平成22年11月1日に在職する議会議員（鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和32年4月条例第4号）第7条第1項後段の規定の適用を受ける者を含む。）に対して同条の規定により平成22年11月1日を基準日として支給する期末手当に関する同条第2項の規定の適用については、同項中「 $\frac{205}{100}$ 」とあるのは、「 $\frac{200}{100}$ 」とする。